## 川口市立医療センター臨床研究倫理審査委員会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川口市立医療センター臨床研究倫理審査委員会(以下「委員会」という)の組織・運営について必要な事項を定める。

(構成)

- 第2条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 2 委員長、副委員長ならびに委員は川口市立医療センター(以下「センター」という)に 勤務する職員のなかから院長が指名する。
- 3 前項に掲げる他、院長は倫理・法律に関する学識経験者若干名を委員として委嘱する。 (所掌事項)
- 第3条 委員会は院長の指示により、センター職員が行う臨床研究の倫理的妥当性を審査 し、院長に答申する。ただし、医薬品などの治験、遺伝子治療・遺伝子解析については 対象外とする。
- 2 委員長は、審査に先立ち、予備審査会を招集して「通常審査」、「迅速審査」、「審査 対象外」の判断をおこなう。

(招集、議事)

- 第4条 委員長は、委員会を招集し、その議長を勤める。
- 2 副委員長は、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 委員会は、委員長名で申請者の出席を求めることができる。
- 5 委員は、自己の申請に係わる審議には関与することができない。 (任期)

第5条 任期は2年とするが再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の 任期は前任者の残任期間とする。

(判定)

- 第6条 審査の判定は、出席委員の2/3の合意をもって決する。
- 2. 審査経過および判定結果は、記録に留める。
- 3. 審査結果は病院長に答申し、かつ研究責任者に連絡する。

(事務)

第7条 委員会の事務は、庶務課において行う。

(雑則)

第8条 この規則に定めるものの他、委員会の審査手順書を別に定める。 附則 この要綱は平成24年2月1日より施行する。